(仮称) 西之表市個人情報の保護に関する法律施行条例骨子(案)

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、現行の西之表市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法の施行条例の制定を行います。

つきましては、条例制定に当たって、基本的な考え方(条例骨子案)に対する市民の皆様からのご意 見を募集します。

1 法施行条例の制定理由

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により個人情報保護法が改正されて、これまで民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が見直され、全国的な共通ルールが適用されることになりました。

全ての地方公共団体に適用されることとなる改正後の個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用の 両立を図るための標準的な規律を定めたものであり、 法律の規定に反しない限り、条例で必要な規定を 定めることができるとされています。

これを受けて、条例で定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容されている 事項等を整理し、新たな施行条例を制定します。

2 法施行条例に規定する内容

(1) 「個人情報取扱事務登録簿」の作成・公表

改正後の個人情報保護法では、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項 を記載した帳簿」の作成を許容していますが、作成の規定は設けないものとします。

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
作成単位	個人情報ファイルごと	事務ごと(データベース化されて
		いないものも対象)
作成不要	当該個人情報ファイルが次のいずれかに該当する場合	
	・記録されている <u>本人の数が 1,000 人未満</u> であるもの	
	・職員の人事、給与、福利厚生等に関するもの	
	・1年以内に消去するもの	_
	・資料、物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の	
	ために利用するものなど	

(2) 条例要配慮個人情報

地方公共団体の機関は、当該機関が保有する個人情報のうち、個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報とは別に、条例において、「条例要配慮個人情報」として規定することができますが、本市の実情として、法と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、当該事項に関する規定は設けないこととします。

※「要配慮個人情報」とは・・・

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定められた記述(人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、心身の機能の障害等)等が含まれる個人情報をいい、現行条例においても同じ内容が規定されています。

(3) 開示等請求に係る決定期限

改正後の個人情報保護法では、開示請求に係る当初の決定期限及び開示等請求に係る決定期間延 長後の期限までの日数が現行条例よりも長く設定されていますが、迅速に対応すべきであると考え ることから現行と同じ日数とします。

- ・改正法における開示決定等は、開示請求があった日から30日以内。
- ・本市の現行条例では、開示請求があった日から15日以内。

(4) 開示請求の手数料

改正後の個人情報保護法第89条第2項で「地方公共団体の機関に対し、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」 と規定されたことから、請求者の利用のしやすさを考慮し、写しの交付に係る手数料は現行の実費相当額と同額とします。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料

市が作成する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、条例で定めることとされていますが、 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされています。

今後、実施にあわせて行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料を定めることとします。

※「行政機関等匿名加工情報」とは・・・

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、 当該個人情報を復元できないようにした情報。

※「行政機関等匿名加工情報の提供制度」とは・・・

新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する事業の用に供しようとする者からの提案を受けて、行政機関の長等が審査の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供する仕組み。

(6) 審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等へ諮問することができるとされており、第三者から意見を聴取する機会を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、審議会等への諮問について規定します。